

児童手当が変わります！

手当で支給が6年生までに拡大されます

児童手当の支給対象年齢が、小学校3年生までから、小学校6年生までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられました。

新たに児童手当を受けられる児童の保護者の皆さまは、認定請求の申請が必要となります(公務員の方は勤務先で手続きをしてください)。

児童手当の新規請求は9月30日までに！

改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月1日(または支給請求日に該当した日)にさかのぼって支給されます。

手続きの方法

現在小学4年生の児童

Q, 3年生まで児童手当を受けていましたか？

A, 「はい」...手続きの必要はありません

A, 「いいえ」...『新規申請』をしてください

現在小学5年生、6年生の児童

Q, 下のお子さまが児童手当を受けていますか？

A, 「はい」...『額改定申請』をしてください

A, 「いいえ」...『新規申請』をしてください

所得制限により受給していなかった児童
所得制限の引き上げにより受給できる場合があります。

申請に必要なもの

- ・健康保険証(請求者が厚生年金等加入者の場合)
- ・請求者の認印
- ・請求者名義の預金通帳(郵便局以外)
- ・児童手当用所得証明書
(1月1日に香南市に住所がなかった場合)

平成18年度の現況届提出期限は6月30日

遅れますと6月分以降の手当の支給を受けることができなくなります。

児童手当支給日は6月12日(2~5月分)

個別支払い通知は今年度から出しませんので、各自通帳入金をご確認ください。

問い合わせ先 香南市保険医療課 児童手当係
☎ 57 - 8510

シリーズ「地域包括支援センター」ってどんなところ？

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように地域ぐるみで支えていくための拠点となる機関です。



保健・介護福祉といつ三分野の専門職が連携し、地域の医療機関、介護サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら高齢者の皆さんの様々な相談に対応します。「できるだけ介護状態にならない」「悪化しない」を目標に、いつでも「自分らしい生活」を送れるように介護予防に取り組んでいきます。このセンターには四つの役割があります。今回から四つの役割が紹介されていきます。

【地域包括支援センターの役割】

自立した生活ができるように支援します (介護予防ケアマネジメント事業)

介護保険で要支援1・2と認定された人(香南市では平成18年7月開始)は、介護保険の介護予防サービスを利用できます。
また、支援や介護が必要となるおそれの高い人や自立した生活をしている人などは、市が行う介護予防事業(地域支援事業)を利用できます。

なんでもご相談ください (総合相談・支援事業)

高齢者の皆さんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。
介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、なんでもご相談ください。

皆さんの権利を守ります (権利擁護、虐待防止・早期発見)

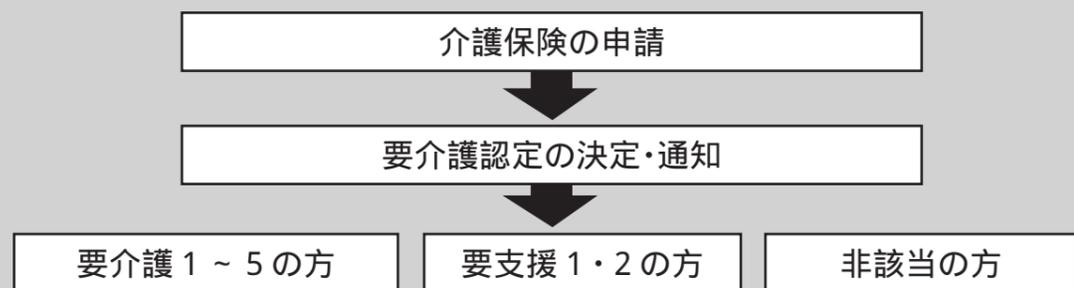
高齢者の皆さんが安心していきいきと暮らすために、さまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待を早期に発見したり、消費者被害などに対応します。

さまざまな方面から皆さんを支えます (包括的・継続的ケアマネジメント事業)

高齢者の皆さんが適切な介護サービスを継続して利用できるように、地域のケアマネジャーの指導や支援を行うほか、皆さんにとってより暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークづくりに力を入れます。

今回は「介護予防ケアマネジメント事業」について詳しく説明します。

高齢の皆さんの現在の状況に合わせた介護予防の支援をします。



ケアマネジャーが本人・家族と面接等を行い、心身の状況、生活歴などを把握して必要なサービスの調整を行います。

サービス担当者との話し合いは、介護サービスの利用状況確認などを必要時に実施します。

保健師等が本人・家族との話し合いにより、利用者の心身の状況や環境、生活歴などを把握し「どんな生活を送りたいか」を相談しながら目標を設定します。

目標に近づくように介護サービスを選び、介護予防サービス計画を、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。

保健師等が基本健康診査の結果やチェックリスト等を用いて利用者の心身の状態等を把握します。

サービス担当者との話し合い、複数のサービスを利用するなど必要な場合にのみ実施します。

介護サービス計画の作成

居宅介護支援事業者または介護保険施設で介護サービス計画を作成します。

介護予防サービス計画の作成

目標を達成するためのサービスの種類や回数を決めます。

介護予防支援計画の作成

目標を設定して利用するサービスを決定します。

介護保険の介護サービスを利用

自分らしい、自立した生活を送ることを目標として、介護サービスが利用できます。在宅でサービスを受けたい方は居宅サービス、施設に入所したい方は施設サービスを介護サービス計画にもとづいて利用できます。

新予防給付の介護予防サービスを利用

日常生活の一部に介護が必要ですが、介護予防サービスを適切に利用すれば、心身の機能の維持・改善の可能性が高い方が対象です。要支援1・2の方についてはより「目標志向型」の介護予防サービスへ再編されます。

地域支援事業の介護予防事業を利用

介護保険の対象にはならないが、生活機能の低下している方や将来的に要支援、要介護状態になる可能性が高い方は、市の介護予防事業が利用できます。
運動器の機能向上・転倒骨折予防教室など
低栄養予防教室など
口腔機能向上教室など

要介護1~5も要支援1・2の方も利用できるサービスはほぼ同じです



要支援1・2と認定された人は、介護保険の介護予防サービスを利用することになります。非該当と認定された人は、市が行う地域支援事業の介護予防事業を利用することになります。どちらのサービスも地域包括支援センターが中心となって介護予防サービス計画を作成するなど、住み慣れた地域で自立した生活をいつまでも続けていけるようサポートしていきます。
介護予防サービス計画の作成は全額が保険給付となり、利用者負担はありません。
問い合わせ先 香南市保険医療課 地域包括支援センター ☎ 57 - 8511